

函 市 民

令和5年(2023年)3月15日

民生常任委員会委員 各位

市 民 部 長

参考資料の配付について

このことについて、本市と札幌市、北見市、帯広市、北斗市とのパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しますので、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

資料1 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携協定の締結について

資料2 北斗市との協定締結式について

(市民・男女共同参画課)

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携協定の締結について

本市では、性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、だれもが人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、令和4年4月より「函館市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

このたび、自治体間で住所を異動した場合において、制度の相互利用または、手続きの簡素化を行い、制度利用者の負担軽減とサービスの向上を図るため、本市と同様の制度を有する道内4都市とパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結いたします。

1 締結日時

令和5年3月22日（水）を予定（4月1日から運用開始）

2 締結自治体

札幌市，北見市，帯広市，北斗市 計4市（制度導入順）

3 連携内容

通常は、制度利用者が転出入する場合、転出元（引っ越し前）の自治体へ宣誓書等の返還手続きを行い、転入先の自治体で改めて必要書類を揃え、宣誓する必要がありますが、以下の内容で連携します。

（1）相互利用（札幌市，北見市，北斗市）

制度利用者が、転出時に継続利用申請を提出することにより、転入先でも転出元の受領証等を継続して使用できることとします。

（2）手続きの簡素化（帯広市）

制度利用者が、転入先で行う手続きの添付書類の一部を省略します。

北斗市との協定締結式について

1 日 時

令和5年3月22日（水） 10：00～10：30

2 場 所

函館市役所本庁舎 6階 市長会議室

3 出席者

函館市長 工藤 壽樹

北斗市長 池田 達雄

4 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定